

【環境】4) 天塩川水系で河川横断工作物によりサクラマスへの影響が生じているため、保全・対策を検討するべき。

平成9年に改正された河川法に基づき、平成19年10月には「天塩川水系河川整備計画（大臣管理区間）」が策定されており、この河川整備計画の基本理念としては『天塩川水系の有する河川環境の特性に配慮し、必要に応じてミチゲーションの考えを取り入れて、テッシーやサケ・サクラマス、イトウ、シジミ等を育む天塩川の有する自然豊かな環境の保全、形成に努める。』こととされています。

その実施にあたっては、魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全を図るため、『天塩川やその支川ではサケ・サクラマスの遡上や自然産卵、カワヤツメなどの生息を確認している。これらの生息環境を維持するためには、流況や河床を適切に維持することに加え、天塩川本支川における縦断経路とあわせ、流入水路等の横断経路についても移動の連続性を確保することが重要である。このため、風連20線堰堤、下士別頭首工、剣和頭首工、士別川頭首工、東士別頭首工等において施設管理者と調整・連携し、魚道の整備など魚類等の移動の連続性確保を図る。また、支川などで、砂防えん堤等の横断工作物等の影響で遡河性魚類の遡上がさまたげられている箇所があることから、関係機関と調整・連携したうえで、天塩川流域全体における魚類等の移動の連続性をモニタリングしつつ、横断工作物や樋門地点等における新たな魚道等の整備や既設魚道の適切な維持管理に連携して取り組むなど、サクラマスが継続的に再生産できる河川環境の改善に努める。また、サンルダム建設にあたっては魚道を設置し、ダム地点において遡上・降下の機能を確保することにより、サクラマスの生息環境への影響を最小限とするよう取り組む。サクラマス等と密接な関係があるカワシシユガイについて、専門家の意見を聴きながらサクラマスとあわせてその生息環境の保全に努める。』こととされています。

このため、魚類等に関する学識経験や知見を有する専門家の方々の意見を聴取する「天塩川魚類生息環境保全に関する専門家会議」を設立し、本専門家会議での議論を踏まえ、天塩川流域における魚類等の移動の連続性確保及び生息環境の保全に向けた川づくりについて、必要な対策を実施します。



風連20線堰堤